

總基料第64号  
平成23年3月31日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 江部 努 殿

總務省総合通信基盤局長

桜井 俊



平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関して講ずべき  
措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」(平成23年1月25日諮詢第3029号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成23年3月29日情郵審第32号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

答申で示された考え方に基づき、乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行い、可及的速やかに補正申請を行うこと。

以上

(別 紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」

情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日情郵審第32号)

平成23年1月25日付け諮問第3029号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

#### 記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。

・別添1に記述した考え方に基づき、乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行うこと

なお、分岐単位接続料の設定の適否については、別添1に記述した考え方のとおり、今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする。

2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。

(1) NTT東西に対し、いわゆるコンソーシアム方式(現行制度下において加入光ファイバ1芯(シェアドアクセス方式)を接続事業者同士で共同利用し当該事業者同士で費用を負担すること)による加入光ファイバの円滑な利用が図られるよう必要な取組を行うことを要請すること(考え方7)。

(2) NTT東西に対し、分岐単位接続料設定の適否に関する検討に際しては、引き続き

議論の深化・結了に向けた誠実な対応を行うよう要請すること(考え方7)。

(3) 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、予見可能性を高める観点から、NTT 東西に対し、平成 23 年度から平成 25 年度までの半期ごとの状況について各期間経過後 2 ヶ月以内に総務省に報告するよう要請すること(考え方27)。

(4) 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT 東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT 東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成 24 年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告するよう要請すること(考え方27)。

(5) 接続事業者によるダークファイバ(シェアドアクセス方式)利用の円滑化に資するよう、NTT 東西に対し、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組を行うよう要請すること(考え方36)。